

# 監 事 の 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 20 日

学校法人 睦 学 園  
理 事 会        御 中  
評 議 員 会    御 中

学校法人 睦 学 園

監 事    笹 倉 邦 啓 ⑩

監 事    森 川 恭 太 ⑩

私たち監事は、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人睦学園旧寄附行為（令和 5 年 10 月 1 日施行）第 16 条の規定に従い、学校法人睦学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

## 1. 監査方法の概要

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会その他必要と思われる会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、独立監査人（会計監査人）と連携し計算書類について検討を行うなど、学校法人睦学園監事監査規則に準拠した、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

## 2. 監査の結果

- （1）学校法人睦学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。
- （2）計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人睦学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。

以 上